

2026年 5 月 20 日

株 主 各 位

滋賀県草津市野路東七丁目4番38号  
タカラバイオ株式会社  
代表取締役社長 宮 村 毅

### 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

本決議をもちまして、当社株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年6月12日をもって上場廃止となる予定です。

株主の皆様には、2004年の株式会社東京証券取引所マザーズへの株式上場以来、長年にわたり当社の経営にご理解いただき、また、温かいご支援を賜りましたことを、心より深く感謝申し上げます。

今後は、株主である宝ホールディングス株式会社のもと、コンプライアンス体制及びガバナンス体制の強化を図りつつ、より一層の企業価値の向上に努めてまいり所存でございますので、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

#### 決議事項

##### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年6月16日をもって、当社株式は、15,332,374株を1株に併合することとなりました。

詳細につきましては、2026年5月20日付けの当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）をご覧ください。

##### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、第1号議案の株式併合の効力が発生した場合には、発行可能株式総数の定め、単元株式数の定め、定時株主総会の基準日の定め、電子提供措置等の定め、及び自己の株式の取得に関する定めに関する現行定款の条文が変更されることとなりました。

詳細につきましては、本プレスリリースをご覧ください。

以 上

## 株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年6月16日をもって、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）15,332,374株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

### 1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、宝ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式の買付価格と同額である1,150円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

端数株式処分代金は、2026年9月中旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

### 2. 主なスケジュール

2026年6月11日（予定）	当社株式の売買最終日
2026年6月12日（予定）	上場廃止
2026年6月16日（予定）	本株式併合の効力発生日
2026年9月中旬（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始